

議 第 65 号  
令和 4 年 9 月 22 日提出

熊本市立総合ビジネス専門学校の実務運営に関する規則の一部を改正  
する規則等の一部改正について

熊本市立総合ビジネス専門学校の実務運営に関する規則の一部を改正する規則等の  
一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立総合ビジネス専門学校の実務運営に関する規則の一部を改正する規則  
等の一部を改正する規則

(熊本市立総合ビジネス専門学校の実務運営に関する規則の一部を改正する規則の  
一部改正)

第1条 熊本市立総合ビジネス専門学校の実務運営に関する規則の一部を改正する規  
則(令和4年教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項の改正規定中「生徒等」を「生徒等又は保護者」に改める。

(熊本市立総合ビジネス専門学校の実務運営に関する規則の一部を改正する規則の  
一部改正)

第2条 熊本市立総合ビジネス専門学校の実務運営に関する規則の一部を改正する規  
則(令和4年教育委員会規則第 号)の一部を次のように改正する。

附則中「令和4年(2022年)4月1日」を「公布の日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提出理由)

民法改正により、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育

長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第9号）新旧対照表

(新) 令和5年4月1日施行後 <b>整理後の規則</b>	令和5年4月1日（令和4年5月改正反映）	現行
<p>第4章 教材の取扱 （教材の使用）</p> <p>第11条 学校は、教育上有益かつ適正と認める教材を使用することができる。</p> <p>2 学校は、教材の選定に当たって、<b>生徒等又は保護者</b>の経済的負担について特に考慮しなければならない。</p>	<p>第4章 教材の取扱 （教材の使用）</p> <p>第11条 学校は、教育上有益かつ適正と認める教材を使用することができる。</p> <p>2 学校は、教材の選定に当たって、<b>生徒等</b>の経済的負担について特に考慮しなければならない。</p>	<p>第4章 教材の取扱 （教材の使用）</p> <p>第11条 学校は、教育上有益かつ適正と認める教材を使用することができる。</p> <p>2 学校は、教材の選定に当たって、<b>保護者</b>の経済的負担について特に考慮しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。